奈良市公報

第 116 号

令 和 6 年 3 月 1 8 日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			目 次	
			規則	
月	目	番号	件名	主管
2	22	3	奈良市公報号外第 15 号に掲載	人事課
-			告示	
月	日	番号	件 名	主管
2	19	86	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	20	87	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の指定	障がい福祉課
2	20	88	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
2	20	89	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者 の指定(更新)	障がい福祉課
2	20	90	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指 定(更新)	障がい福祉課
2	20	91	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定(更新)	障がい福祉課
2	20	92	放置自転車等の保管	環境政策課
2	20	93	道路の位置指定	建築指導課
2	20	94	農用地利用集積計画の決定	農政課
2	21	95	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
2	21	96	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	21	97	指定納付受託者の指定	DX 推進課
2	21	98	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
2	22	99	令和5年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2	26	100	収納事務の委託	納税課
2	26	101	指定納付受託者の指定	納税課
2	27	102	道路の供用開始	土木管理課
2	27	103	道路の区域変更	土木管理課
2	27	104	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	27	105	令和6年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	資産税課
2	28	106	住民票の職権消除	市民課

奈 良 市 公 報

第116号

				公	営	企	業			
月	日	番号	件 名						主管	
2	27	13	奈良市企業局技	旨定給水装	置工事事	事業者の	の指定		共同事務推進課	
2	29	14	奈良市公共下海	水道 (平城	処理区)	の事	業計画の変	変更に係る	下水道事業課	
			図書の公衆縦り							

告示

奈良市告示第86号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年12月1日 奈良市指令整開 第23A-19号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年2月19日 第1879号

公共施設 令和6年2月19日 第942号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤ノ木台二丁目 511番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市藤ノ木台二丁目 511番1の一部

(令和6年2月19日掲示済)

奈良市告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年2月1日

事業所番号		事業者			事業所		サービス	指定
争未归留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
	株式会社		奈良県奈良 市三条大路	フラッフ		奈良県奈良 市三条大路	就労継続	令和12年
2910103668	服部モー ターズ	630-8014	三丁目 502	イー	630-8014	三丁目 502	支援A型	1月31日
			番1号			番1号		
2910104252	一般社団 法人愛ハ ピネス	631-0012	奈良県奈良 市中山町 1144-1 102号室	障がいサ ービスま ーべる	631-0012	奈良県奈良 市中山町 1144-1 102号室	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護	令和12年 1月31日

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第88号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和6年2月1日

奈 良 市 公 報

第116号

事業所番号		事業者			事業所		サービス	指定
尹未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2950100434	LISTEN 株 式会社	630-8113	奈良県奈良 市法蓮町 1348	リッスン デイサー ビスセン ター新大 宮	630-8114	奈良県奈良 市芝辻町 2-9-15	放課後等 デイサー ビス	令和12年 1月31日

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定(更新)したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年2月1日

市光 記至日		事業者			事業所			指定
事業所番号	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2910101597	株式会社 SHARA	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 1115番地 の16	訪問介護 事業所 SHARA	630-8144	奈良県奈良 市東九条町 1115番地 の16	居宅介 護、重介 護、間 同行 援護、 動援護	令和 12 年 1 月 31 日
2910101613	特定非営 利活動法 人NS ネッ トワーク	630-8113	奈良県奈良 市法蓮町 973番8号	空と海	630-8113	奈良県奈良 市法蓮町 973番8号	生活介 護、就労 継続支援 B型	令和12年 1月31日

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定(更新)したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定に基づき告示する。

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年2月1日

1H/C/0///	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	, , ,						
事業所番号		事業者		事業所			サービス	指定
尹未川留々	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2930100769	有限会社あんしん	630-8115	奈良県奈良 市中山町 1251番地 の1	有限会社あんしん	630-8115	奈良県奈良 市中山町 1251番地 の1	計画相談支援	令和12年 1月31日

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第91号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定(更新) したので、同法第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

第116号

(月曜日)

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和6年2月1日

事業所番号		事業者		事業所			サービス	指定
争未別留万	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2970101537	有限会社あんしん	630-8115	奈良県奈良 市中山町 1251番地 の1	有限会社あんしん	630-8115	奈良県奈良 市中山町 1251番地 の1	障害児相 談支援	令和12年 1月31日

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第92号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年2月8日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証・保険証等) を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第93号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和6年2月20日

申請者住所大阪市平野	区加美東四丁目 16 番 1-201 号
申請者氏名株式会社工	ールホーム 代表取締役 岩﨑一樹
道路の位置 奈良市北永	井町 473 番 1 及び 473 番 2 の各一部

道	直路の幅員	最大 4.00m 最小 4.00m
道	直路の延長	11. 70m
指	定年月日	令和6年2月20日
指	定番号	第 R0511 号

(令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第94号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和6年2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和6年2月20日掲示済)

奈良市告示第95号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項及び第7項の規定により、令和6年2月29日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和6年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸 (令和6年2月21日掲示済)

奈良市告示第96号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。 令和6年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年6月28日 奈良市指令整開 第23A-6号 令和5年11月24日 奈良市指令整開 第23A-6-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年2月21日 第1880号 公共施設 令和6年2月21日 第943号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺一丁目 1232 番1、1236 番1 の各一部及び 1233 番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産関西 株式会社 代表取締役 澤田 康志

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市大安寺一丁目 1232 番 1、1233 番 1 及び 1236 番 1 の各一部

(2) 下水道

奈良市大安寺一丁目 1232 番1 及び 1236 番1 の各一部

(令和6年2月21日掲示済)

奈良市告示第97号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定

第116号

したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。 令和6年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定納付受託者
- (1) 名称

株式会社寺岡精工 代表取締役 山本 宏輔

- (2) 住所又は事務所の所在地
 - 東京都大田区久が原五丁目 13番 12号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

臨時運行許可申請手数料

納税証明書交付手数料

市税賦課証明手数料

試乗標識貸付手数料

原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金

固定資產課税台帳記載事項証明手数料

戸籍謄抄本等交付手数料

戸籍記載事項証明書交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

除籍記載事項証明書交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

届書等閲覧手数料

住民基本台帳閲覧手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

住民票の写し広域交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

診療所開設許可申請手数料

助産所開設許可申請手数料

診療所検査手数料

助産所検査手数料

死体保存許可申請手数料

衛生検査所登録申請手数料

衛生検査所登録証明書書換え交付手数料

衛生検査所登録証明書再交付手数料

衛生検査所登録変更申請手数料

薬局開設許可申請手数料

薬局開設許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料

薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

医薬品店舗販売業許可申請手数料

医薬品店舗販売業許可更新申請手数料

高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料

高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料

薬局開設許可証書換え交付手数料

薬局開設許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料

医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料

医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料

毒物劇物販売業登録申請手数料

毒物劇物販売業登録更新申請手数料

毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料

毒物劇物販売業登録票再交付手数料

興行場営業許可申請手数料

興行場営業許可証書換え交付手数料

興行場営業許可証再交付手数料

旅館業許可申請手数料

旅館業営業許可証書換え交付手数料

旅館業営業許可証再交付手数料

旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

浴場業許可申請手数料

公衆浴場営業許可証書換え交付手数料

公衆浴場営業許可証再交付手数料

化製場設置許可申請手数料

死亡獣畜取扱場等設置等許可申請手数料

動物の飼養又は収容の許可申請手数料

犬の登録手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

理容所又は美容所の検査手数料

理容所又は美容所の検査確認済証書換え交付手数料

理容所又は美容所の検査確認済証再交付手数料

クリーニング所検査手数料

クリーニング所検査確認済証書換え交付手数料

クリーニング所検査確認済証再交付手数料

簡易専用水道検査手数料

一般と畜場等設置許可申請手数料

と畜検査手数料

温泉利用許可申請手数料

温泉利用許可証書換え交付手数料

温泉利用許可証再交付手数料

温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

飲食店営業等許可申請手数料

飲食店営業等許可証書換え交付手数料

飲食店営業等許可証再交付手数料

食鳥処理事業許可申請手数料

食鳥処理事業許可証書換え交付手数料

食鳥処理事業許可証再交付手数料

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料

食鳥検査手数料

確認規程認定申請手数料

確認規程認定証書換え交付手数料

確認規程認定証再交付手数料

確認規程変更認定申請手数料

動物取扱業登録申請手数料

動物取扱業登録更新申請手数料

特定動物飼養・保管許可申請手数料

特定動物飼養,保管変更許可申請手数料

犬猫引取り手数料

動物取扱業登録証再交付手数料

特定動物飼養 · 保管許可証再交付手数料

その他証明手数料

奈良市狂犬病予防法施行細則(平成14年奈良市規則第18号)第12条に基づく費用

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則(平成17年奈良市規則第67号)第6条に基づく 費用

奈良市情報公開条例施行規則(平成19年奈良市規則第91号)第9条に基づく費用

戸籍謄抄本等広域交付手数料

除籍謄抄本等広域交付手数料

戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料

除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料

3 指定日

令和6年2月15日

4 指定期間

令和6年3月1日から令和10年3月20日まで

(令和6年2月21日掲示済)

奈良市告示第98号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和6年2月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年2月1日

事業所番号	サービス	事業	者	事業所		
争未归留万	の種類	名称	住所	名称	住所	
2960190516	(介護予防) 訪問看護	株式会社リールス テージ	奈良県奈良市大宮 町五丁目 3-14 不 動ビル 4 階 406 号	リールナースステ ーション奈良	奈良市宝来四丁目 4番12号	

(令和6年2月21日掲示済)

奈良市告示第99号

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつ

第116号

(月曜日)

でも交付します。

令和6年2月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和5年5月10日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和6年2月22日掲示済)

奈良市告示第100号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和6年2月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地株式会社 DMC aizu 代表取締役社長 遠藤 昭二	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和6年1月29日から令和6年3月31日まで

(令和6年2月26日掲示済)

奈良市告示第 101 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和6年2月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふ
株式会社 DMC aizu	るさと応援寄附」に関する寄附金
代表取締役社長 遠藤 昭二	

2 指定期間

令和6年1月29日から令和6年3月31日まで

(令和6年2月26日掲示済)

奈良市告示第 102 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

		74.4.4.4.4.11		_ ///	<u> </u>
整理	路線名	区 間	延長	(m)	
番号	7 100	_ iii	幅員	(m)	

	_ · /	*** * * * *		
1	南部第68号線	大安寺六丁目 913 番 10 地先から	大安寺六丁目 913 番 4 地先まで	L=32 W=5.0~6.0
2	北部第 287 号線	西木辻町85番4地先から	西木辻町82番6地先まで	L=37. 9 W=7. 3~9. 0
3	北部第 288 号線	西木辻町94番5地先から	西木辻町90番4地先まで	L=15. 5 W=3. 8~6. 0
4	北部第 337 号線	南京終町 672番1地先から	南京終町 673番1地先まで	L=10.9 W=4.6~7.3
5	北部第 378 号線	小西町30番3地先から	小西町 31番1地先まで	L=13. 8 W=4. 5~6. 0
6	北部第722 号線	西木辻町 161 番 20 地先から	西木辻町 162番5地先まで	L=4.8 W=4.1~4.1
7	中部第 154 号線	中山町 1539番2地先から	中山町 1736 番 2 地先まで	L=77. 3 W=2. 2~8. 5
8	中部第 682 号線	西大寺宝ヶ丘630番1地先から	西大寺宝ヶ丘630番2地先まで	L=32. 6 W=4. 6~5. 1
9	中部第 1146 号線	朱雀六丁目 15番5地先から	朱雀六丁目 39番地先まで	L=11. 7 W=6. 0~6. 0
10	中部第 1158 号線	朱雀六丁目 38 番地先から	朱雀六丁目 15番 17 地先まで	L=12. 4 W=6. 0~6. 0
11	中部第 1710 号線	西大寺南町 225 番地先から	西大寺南町 246 番地先まで	L=19 W=6.4~6.4
12	西部第 457 号線	百楽園四丁目 2815 番 1 地先から	百楽園四丁目 2815 番 33 地先まで	L=25. 8 W=6. 0~6. 0
13	西部第 469 号線	百楽園四丁目 2815 番 29 地先から	百楽園四丁目 2815番1地先まで	L=28. 8 W=6. 0~6. 0
14	西部第 470 号線	学園新田町 3221 番 2 地先から	学園新田町 3221 番 1 地先まで	L=46. 4 W=4. 6~6. 0
15	西部第 589 号線	富雄元町二丁目 280番1地先から	富雄元町二丁目 280番 2地先まで	L=21. 3 W=4. 7~6. 0
13	西部第 469 号線 西部第 470 号線	百楽園四丁目 2815 番 29 地先から 学園新田町 3221 番 2 地先から	百楽園四丁目 2815 番 1 地先まで 学園新田町 3221 番 1 地先まで	L=28.8 W=6.0~ L=46.4 W=4.6~ L=21.3 W=4.7~

(令和6年2月27日掲示済)

奈良市告示第 103 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

	整理番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1 南部第 68 号線		古初答 co 只怕	大安寺六丁目 913 番 10 地先から	前	5.0~5.5	32	
		用部男 08 万旅	大安寺六丁目 913 番 4 地先まで	後	5.0~6.0	32	
	2 北部第 287 号線		西木辻町85番4地先から	前	7.3~8.0	37. 9	
	۷	11日19分 201 万脉	西木辻町82番6地先まで	後	7.3~9.0	37. 9	
	3 北部第 288 号線		西木辻町94番5地先から	前	3.8~4.0	15. 5	
3	41日19年200 万脉	西木辻町90番4地先まで	後	3.8~6.0	15. 5		
	4	北部第 337 号線	南京終町 672番1地先から	前	4.6~4.6	10. 9	
4		100分337 分/8	南京終町 673番1地先まで	後	4. 6∼7. 3	10. 9	

5	北部第 378 号線	小西町30番3地先から	前	4.5~4.5	13.8	
3 11日19分370 夕/旅		小西町31番1地先まで	後	4.5~6.0	13.8	
6	-	西木辻町 161 番 20 地先から	前	4.1~4.1	4.8	
0	北部第 722 号線	西木辻町 162番5地先まで	後	4.1~4.1	4.8	
7	 中部第 154 号線	中山町 1539 番 2 地先から	前	2.2~3.5	77. 3	
1	一个时 分 194 夕/欧	中山町 1736 番 2 地先まで	後	2.2~8.5	77. 3	
8	 中部第 682 号線	西大寺宝ヶ丘630番1地先から	前	4.6~5.1	32.6	
0	中部第 002 万脉	西大寺宝ヶ丘630番2地先まで	後	4.6~5.1	32.6	
9	山郊笠 1146 早 線	朱雀六丁目 15番5地先から	前	5.8~5.8	11.7	
9	中部第 1146 号線	朱雀六丁目 39 番地先まで	後	6.0~6.0	11.7	
10	中部第 1158 号線	朱雀六丁目 38 番地先から	前	5.8~5.8	12.4	
10		朱雀六丁目 15番7地先まで	後	6.0~6.0	12.4	
11	中部第 1710 号線	西大寺南町 225 番地先から	前	6.4~6.4	19	
11		西大寺南町 246 番地先まで	後	6.4~6.4	19	
12	西部第 457 号線	百楽園四丁目 2815 番 1 地先から	前	5.4~5.4	25.8	
12		百楽園四丁目 2815 番 33 地先まで	後	6.0~6.0	25.8	
13	西部第 469 号線	百楽園四丁目 2815 番 29 地先から	前	5.4~5.4	28.8	
15		百楽園四丁目 2815番1地先まで	後	6.0~6.0	28.8	
14	西部第 470 号線	学園新田町 3221 番 2 地先から	前	4.6~4.6	46. 4	
14		学園新田町 3221 番 1 地先まで	後	4.6~6.0	46. 4	
15	西部第 589 号線	富雄元町二丁目 280 番 1 地先から	前	4.7~5.0	21.3	
10		富雄元町二丁目 280 番 2 地先まで	後	4.7~6.0	21.3	

(令和6年2月27日掲示済)

奈良市告示第 104 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。 令和6年2月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 - 令和5年12月26日 奈良市指令整開 第23A-21号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 令和6年2月27日 第1881号
- 3 開発区域に含まれる地域
 - 奈良市右京四丁目6番18及び6番19
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市右京四丁目6番地の11

岩本 潤三 岩本 よね子

(令和6年2月27日掲示済)

奈良市告示第 105号

令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方 税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第85条第2項の 規定により公示する。

令和6年2月27日

1 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 資産税課

2 縦覧の期間

令和6年4月1日から同月30日まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(令和6年2月27日掲示済)

奈良市告示第 106 号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって も審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和6年2月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

事件本人 省略

(令和6年2月28日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年2月27日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

名 称	代表者氏名		所 在 地	指 定 日
株式会社 NYS	代表取締役 中尾	和樹	大阪府大阪市北区曾根崎二丁目 8 番 5 号	令和6年2月14日
株式会社 尾崎建	設 代表取締役 尾崎	充隆	奈良市古市町 1376-1	令和6年2月22日

(令和6年2月27日掲示済)

奈良市企業局告示第14号

奈良市公共下水道(平城処理区)の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図書は、令和6年2月29日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。 令和6年2月29日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

1 予定処理区域

475.82ha

(月曜日)	奈	良	市	公	報	第 116 号
2 工事着手の年月日						
昭和59年2月24日						
3 工事完成の予定年月日						
令和12年3月31日						
						(令和6年2月29日掲示済)